

入 札 心 得

- (1) 入札に指名された者が、定められた時間までに出席しない場合は、参加する意志がないものとみなす。
- (2) 入札書は本人が提出するものとし、代理人が提出するときは委任状を添えなければならない。
- (3) 入札者は、その提出した入札書の書き換え、引き換え又は撤回をすることができない。
- (4) 入札に指名されたものは、入札について不正な協議をしてはならない。
- (5) 入札のうち、最低価格で入札した者（社）を落札者とする。
- (6) 入札に際しては、入札事項、入札金額、入札月日の記入もれ、入札者又は代理人の押印等のもれがないよう十分に確認のうえ入札すること。
- (7) 以上のほか、沖縄県財務規則（昭和47年沖縄規則第12号）、その他の入札に関する法令を遵守するとともに、県の指示に従わなければならない。